

市議会 8 月臨時会 行政報告（8 月 28 日）

市議会 8 月臨時会にあたり行政報告いたします。

上中山臭気問題に係る 4 回目の改善勧告の発令について

上中山臭気問題に係る 4 回目の改善勧告の発令について御報告いたします。

株式会社ナカショク上中山肥育農場を原因とする悪臭問題については、これまで悪臭防止法に基づく改善勧告を 4 回発令し、臭気改善策の実行を事業者求めてきたところであります。

平成 26 年 10 月に 3 回目の改善勧告を発令した後、悪臭防止法の規制値を超える臭気を観測する回数は減少傾向となりましたが、令和元年度に規制値を超える臭気を観測する回数が大幅に増加したことから、悪臭により住民の皆様の生活環境が悪化したと判断し、8 月 31 日付けで悪臭防止法に基づく 4 回目の改善勧告の発令を行います。

3 回目の改善勧告で一定程度臭気の改善がみられたことから、4 回目の改善勧告は、3 回目の改善勧告を強化することとしています。

悪臭原因物質の排出防止策としては、豚舎内の敷料を好気性状態に保つ必要があり、その為には、敷料の容積重を 10 リットル当たり 6.5 キログラム以下に保つ必要があるとの畜産環境アドバイザーからの助言から、3 回目の勧告は、「敷料の重量が 6.5 キログラムを超えた際には速やかに交換すること」としておりましたが、4 回目の勧告では、「6.5 キログラムを超えないこと」とし、勧告内容を強化しております。

また、改善勧告の履行状況の確認と悪臭改善の指導の強化を目的とし、勧告に「月複数回の立入検査」、「立入検査の結果、6.5キログラムを超える敷料が確認された場合の再度の立入検査」、「臭気測定の結果、3回連続して規制値を超える臭気が観測された場合の立入検査」、「報告書を提出しない場合の立入検査」を盛り込んでいます。

上中山の悪臭問題は、発生から16年という長い時間が経っているにもかかわらず、未だに解決に至らず、住民の皆様の苦痛が解消されていないことは、大変心苦しく、もどかしい思いではありますが、この4回目の改善勧告の発令によって、悪臭問題への取組みを更に強化し一刻も早く解決できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で、行政報告を終わります。